

第 7 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 5 年 6 月 9 日
場 所 シビックコア棟 研修室 2

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	欠
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
7 番	伊藤 貴美	欠	8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出
10 番	岡田 康平	欠	11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出
13 番	片岡 節男	出	14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 10 分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第 7 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 7 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、第 7 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、13 番議席片岡節男委員と、15 番議席伊藤治義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第 2) 議長 (日程第 3) (日程第 4)</p>	<p>それでは、報告第 10 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第 11 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 12 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p>

議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>日程第2 報告第10号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年6月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人8団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第3 報告第11号 農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年6月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、2筆、面積3,285㎡であることを報告します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第4 報告第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和5年6月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p>

	<p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件1筆 187㎡です。</p> <p><2番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の畑です。目的は建売分譲住宅用地です。</p> <p>受理した届出書については受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 報告第10号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告第11号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第12号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届け出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第5) 議長 続きまして、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年6月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりませんが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は全て中間管理機構分です。8件、12筆、総面積17,842㎡です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、全て公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、 委員に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当該委員を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6)	<p>議長 続きます。議案第32号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第6 議案第32号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和5年6月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、7件、14筆、面積5,676㎡です。</p> <p><9番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の田、畑です。</p> <p>譲受人である大安町丹生川上の が</p>

大安町大井田の [] が所有する議案書に記載の 6 筆、866 ㎡を
売買により譲り受ける申請です。

<10 番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の田です。

譲受人である北勢町鼓の [] が桑名市の [] が所有する
議案書に記載の 2 筆、709 ㎡を売買により譲り受ける申請です。

<11 番案件>の申請地は、北勢町向平地内の田です。

譲受人である北勢町向平の [] が津市の [] が所有する議
案書に記載の 1 筆、1,529 ㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<12 番案件>の申請地は、北勢町向平地内の田です。

譲受人である北勢町向平の [] が北勢町向平の [] が所
有する議案書に記載の 1 筆、1,380 ㎡を売買により譲り受ける申請
です。

<13 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。

譲受人である北勢町阿下喜の [] が北勢町阿下喜の [] が
所有する議案書に記載の 1 筆、211 ㎡を売買により譲り受ける申請
です。

<14 番案件>の申請地は、大安町片樋地内の田です。

譲受人である大安町片樋の [] が大安町片樋の [] が所
有する議案書に記載の 2 筆、274 ㎡を売買により譲り受ける申請で
す。

<15 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。

譲受人である員弁町大泉新田の [] が桑名市の [] が
所有する議案書に記載の 1 筆、707 ㎡を贈与により譲り受ける申請
です。

以上 7 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の
結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろ
しくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、採決に入ります。

議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許
可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙
手を求めます。

	議長	<p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7)	議長	<p>続きまして、議案第33号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分) 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年6月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、1件、1筆で264.92㎡です。 <2番案件>は、大安町鍋坂地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、申請人である所有者の桑名市の■■■■と使用借人の■■■■が議案書に記載の1筆、1,697㎡の内264.92㎡を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲にコンクリート壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透です。 以上1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、6月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員		<p>議案第33号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p>

	議長	<p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第 8)</p> <p>(日程第 9)</p> <p>(日程第 10)</p>	議長	<p>続きまして、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 8 議案第 34 号</p> <p>農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 5 年 6 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、16 件、29 筆で 13,779 ㎡です。</p> <p><7 番案件>は、北勢町北中津原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である大阪市に住所を有する ████████ が、北勢町平野新田の ████████ が所有する議案書に記載の 2 筆、830 ㎡を太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p> <p><8 番案件>は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である大阪市に住所を有する ████████ が、北勢町東村の ████████ が所有する議案書に記載の 1 筆、1,143 ㎡を太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び</p>

雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<9 番案件>は、大安町大井田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽東の [] が、大安町平塚の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、461 m²を、隣接店舗の駐車場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<10 番案件>は、北勢町麓村地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である東京都港区に住所を有する [] が、津市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、797 m²を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<11 番案件>は、大安町宇賀地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である員弁町楚原に住所を有する [] が、大安町中央ヶ丘の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、2,152 m²を、運送会社用駐車場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<12 番案件>は、大安町門前と南金井地内の畑です。農地区分は、1 種農地です。1 種農地ですが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。現況は畑です。

転用計画としては、大安町門前の [] が大安町南金井の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、412 m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、北側斜面は法面処理を行い、周囲をコン

クリートブロックで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既存道路側溝に放流します。

<13番案件>は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である広島市に住所を有する[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の1筆、714㎡を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<14番案件>は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である広島市に住所を有する[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,371㎡を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<15番案件>は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である広島市に住所を有する[]が、北勢町東村の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,344㎡を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<16番案件>は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽東の[]が、大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の3筆、555㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は敷地内にて集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<17番案件>は、大安町梅戸地内の田です。農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である四日市市の[]が、大安町梅戸の[]が所有する議案書に記載の1筆、297㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にブロックフェンスを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は雨水枡を設け、既設の道路側溝へ放流します。

<18番案件>は、大安町梅戸地内の田です。農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である桑名市の[]が、大安町梅戸の[]が所有する議案書に記載の1筆、332㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にブロックフェンスを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は雨水枡を設け、既設の道路側溝へ放流します。

<19番案件>は、員弁町下笠田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である川越町の[]が、員弁町下笠田の[]が所有する議案書に記載の1筆、323㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土切土し整地を行います。周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は、既設の道路側溝へ放流します。

<20番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である四日市市に住所を有する[]が、東京都町田市の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,342㎡を太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<21 番案件>は、大安町片樋地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は不耕作畑です。

転用計画としては、譲受人である津市に住所を有する [] が、松阪市の [] が所有する議案書に記載の 4 筆、392 m²を隣接山林と合わせた 6,451.80 m²を、物流倉庫として転用したい旨の計画です。

土地造成は最大盛土 2.8mを行い、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は、敷地内の水路を敷地周辺に付け替えを行い、既設の側溝へ放流します。

<22 番案件>は、大安町石樽北山地内の田畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である福岡市に住所を有する [] が、大安町石樽北山の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,314 m²を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の切土盛土を行い、整地し、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

続きまして、日程第 9 議案第 35 号

農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 5 年 6 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、1 筆、829 m²です。

<3 番案件>は、藤原町本郷地内の田です。農地区分は、2 種農地です。現況は田です。

転用計画としては、賃借人である四日市市に住所を有する [] が、藤原町本郷の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、829 m²を、資材置場用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土し砂利碎石にて整地を行います。

取水はなく、雨水排水は自然浸透及び側溝を整備し、既設水路に放流します。

	<p>続きまして、日程第 10 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見 を求める。令和 5 年 6 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊 藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2 件、2 筆、493.92 ㎡です。</p> <p><4 番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は 3 種農 地です。現況は畑です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である桑名市の ████████ が、北勢町 阿下喜の ████████ が所有する議案書に記載の 1 筆、229 ㎡を、個人 住宅として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲に既設石垣等を利用し、土砂及 び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は集水 し既設側溝に放流します。</p> <p><5 番案件>は、議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による農地 等の転用許可申請承認について」にて説明済みです。</p> <p>以上 5 条所有権移転 16 件、5 条賃貸借 1 件、5 条使用貸借 2 件 の計 19 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の 結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろ しくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>この案件につきましても、6 月 2 日に現地調査を行っております。 現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可 申請について」16 件、議案第 35 号「同法の規定による農地の賃貸 借権設定許可申請について」1 件、議案第 36 号「同法の規定による 農地の使用貸借権設定許可申請について」2 件を現地調査した結果、 特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>

	<p>議長 特に無いようですので、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第 11)	<p>議長 続きます、議案第 37 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 11 議案第 37 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 5 年 6 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 12 件、17 筆、5,718 m²です。 <7 番案件>の申請地は、藤原町鼎地内の台帳地目、畑の 2 筆です。 願出者は藤原町鼎の [] で、昭和 50 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p>

<8 番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、畑の 1 筆です。

願出者は大安町石樽東の [] で、昭和 28 年から宅地に転用しており、現在に至っております。

<9 番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の台帳地目、畑の 3 筆です。

願出者は北勢町鼓の [] で、昭和 62 年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。

<10 番案件>の申請地は、北勢町中山地内の台帳地目、畑の 1 筆です。

願出者は北勢町中山の [] で、平成 8 年以前から宅地進入路に転用しており、現在に至っております。

<11 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田の 1 筆です。

願出者は北勢町阿下喜の [] で、平成 5 年以前から宅地進入路に転用しており、現在に至っております

<12 番案件>の申請地は、北勢町瀬木地内の台帳地目、田の 3 筆です。

願出者は北勢町瀬木の [] で、昭和 56 年以前から倉庫に転用しており、現在に至っております。

<13、14、15 番案件>は同一箇所となりますので併せて説明します。

申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、田の 3 筆です。

願出者は藤原町上相場の [] で、平成 4 年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。

<16 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、畑の 1 筆です。

願出者は岡崎市の [] で、平成 14 年から駐車場に転用しており、現在に至っております。

<17 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田の 1 筆です。

願出者は北勢町阿下喜の [] で、平成 5 年から店舗敷地に転用しており、現在に至っております。

<18 番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畑の 1 筆です。

願出者は桑名市の [] で、昭和 49 年頃から宅地に転用しており、現在に至っております。

	<p>以上 12 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p> <p>他には特に無いようですので、議案第 37 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>多数挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、7 月 3 日午前 9 時から現地調査、3 番議席中村進也委員と 15 番伊藤治義委員は出席をお願いします。 次回委員会は、7 月 10 日です。場所は、本庁舎 2 階庁議室となります。よろしくをお願いします。</p>
<p>6 閉会の宣言</p>	<p>議長 それでは、これもちまして第 7 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。</p> <p>【午前 10 時 10 分閉会】</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和 雄

議事録署名者

議事録署名者
